

税

申告書はご自分で書いて

提出はお早めに・・・東金税務署 ☎(52)3121

平成24年分の申告書の提出及び納付

所得税 2月18日(月)～3月15日(金)

贈与税 2月1日(金)～3月15日(金)

個人事業者の
消費税及び
地方消費税 1月4日(金)～4月2日(火)

※東金税務署の閉庁日(12月29日～1月3日、土曜日・日曜日・祝日)。

申告書はe-Tax(イータックス)や郵便・信書便による送付および税務署の時間外文書収受箱に投函することで提出できます。

平成24年分の申告の税務署窓口での作成・相談、申告書の提出

2月6日(水)から3月15日(金)までは署庁舎斜め向かい、花長ビル2、1階ホールで行います。署庁舎での相談はいたしませんので御注意ください。

相談時間：午前9時～午後5時

受付時間：午前8時半～午後4時

※提出は午後5時まで

※会場・署の駐車場は利用できませんので、お車でのご来場はご遠慮ください。

申告書の作成を税理士に依頼される際には、にせ税理士にご注意ください。

案内図

給与所得者・年金受給者のための
確定申告書作成相談会

給与所得者の方で、平成24年中に多額の医療費を支払った場合、マイホームを住宅ローンで取得した場合など、所得税の還付を受けられる方、年金を受給されている方を対象

開催日	場所	時間
1月29日(火)	さんぶの森交流センター あららぎ館	10:00～12:00 13:00～16:00
1月30日(水)	山武市役所 3階大会議室	10:00～12:00 13:00～16:00

○相談会場では、申告書の提出もできます。

- 申告書を御自分で作成できるよう、筆記具(ボールペン)、計算機、印鑑を持参してください。(昨年の申告書の控えがあれば持参)
- 申告書を提出される際は、勤務先または日本年金機構等から交付された源泉徴収票(原本)の添付が必要です。
- その他不明な点については、東金税務署(☎52-3121)にお問い合わせください。

公的年金等の収入金額が400万円以下で、かつ、その年分の公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下のため確定申告書の提出を要しない方であっても住民税の申告は必要です。

税理士が行う無料申告相談

千葉県税理士会東金支部の税理士による、所得税・消費税確定申告の「無料申告相談」

開催日	場所	時間
2月5日(火)	山武市役所 3階大会議室	9:30～12:00 13:00～16:00
2月8日(金)	さんぶの森交流センター あららぎ館	
2月12日(火)	松尾出張所	

- 小規模納税者の方の所得税、消費税、年金受給者、給与所得者の方の所得税の申告を対象(ただし、土地、建物、株式等の譲渡所得のある者を除く。)
- 青色申告、譲渡所得、相談内容が複雑で時間を要する方はご遠慮ください。